

都道府県  
各指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった  
社会福祉施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構（以下、「WAM」という。）では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しており、令和2年3月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について」のとおり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の経営資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

この度、令和2年度補正予算により、

- ・融資に必要な原資を1,250億円積み増し（2,594億円から3,844億円）
- ・WAMの財政基盤を強化するため41億円の政府出資（無利子・無担保融資を行うためにWAMへ出資するもの）

を行うとともに、優遇融資の条件について、償還期間の延長等の更なる拡充を行うこととなりましたので、対象となった社会福祉施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、融資の相談及び今後の手続等については、下記及び（別紙）記載の「独立行政法人福祉医療機構相談窓口」までお問い合わせいただきますよう、あわせてご周知ください。

**（独立行政法人福祉医療機構相談窓口）**

独立行政法人福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ）	
<a href="https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/">https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/</a>	
新規貸付	●開設地が東日本（北海道～三重県）： 東京本部 福祉医療貸付部福祉審査課 TEL 03-3438-9298 TEL 03-3438-0207 FAX 03-3438-0659
	●開設地が西日本（福井県～沖縄県）： 大阪支店 福祉審査課 TEL 06-6252-0216 FAX 06-6252-0240
	●NPO法人向け 福祉医療貸付部 NPOリソースセンター NPO支援課 TEL 03-3438-4756 FAX 03-3438-0218
既往貸付	東京本部 顧客業務部 顧客業務課 TEL 03-3438-9939 FAX 03-3438-0248
お問い合わせフォーム： <a href="https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-fukushi-tabid-2374/">https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-fukushi-tabid-2374/</a>	



**【担当連絡先（自治体担当者向け）】**

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係

代表電話：03-5253-1111（内線 2866）

直通電話：03-3595-2616

## 新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった 社会福祉施設等に対する優遇融資の概要

(独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付事業)

下記の通り、優遇融資の条件について、更なる拡充として、償還期間の延長及び既往貸付金に係る返済猶予期間の延長を行います。

※ 今回の拡充以前にご相談いただいた法人におかれましても、本件による優遇融資をご利用いただけます。

※ 既にご契約いただいている法人には、福祉医療機構から償還期間の延長手続きを行うかどうかについて、後日改めて確認の連絡をさせていただきます。

### ○経営資金

	通常の融資	従来の優遇融資	本件による優遇融資の更なる拡充
融資率	70～80%	100%	100%
償還期間 (据置期間)	1年以上3年以内(6か月以内)	<b>10年以内</b> (5年以内)	<b>15年以内</b> (5年以内)
貸付利率 (令和2年4月30日現在)	0.806%	《当初5年間》 ・3,000万円まで：無利子 ・3,000万円超の部分は0.200% 《6年目以降》0.200%	《当初5年間》 ・3,000万円まで：無利子 ・3,000万円超の部分は0.200% 《6年目以降》0.200%
貸付金の限度額	経営に必要な資金	経営に必要な資金 (貸付金額6,000万円までは無担保で融資が可能)	経営に必要な資金 (貸付金額6,000万円までは無担保で融資が可能)

(※) 既往貸付金については、当面6か月の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間(最長3年6か月)の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

融資の相談につきましては、独立行政法人福祉医療機構相談窓口までお問い合わせください。

### (再掲：独立行政法人福祉医療機構相談窓口)

独立行政法人福祉医療機構(新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ)		QRコード
<a href="https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/">https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/</a>		
新規貸付	●開設地が東日本(北海道～三重県)： 東京本部 福祉医療貸付部福祉審査課 TEL 03-3438-9298 TEL 03-3438-0207 FAX 03-3438-0659	●開設地が西日本(福井県～沖縄県)： 大阪支店 福祉審査課 TEL 06-6252-0216 FAX 06-6252-0240
	●NPO法人向け 福祉医療貸付部 NPOリソースセンター NPO支援課 TEL 03-3438-4756 FAX 03-3438-0218	
既往貸付	東京本部 顧客業務部 顧客業務課 TEL 03-3438-9939 FAX 03-3438-0248	
お問い合わせフォーム： <a href="https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-fukushi-tabid-2374/">https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-fukushi-tabid-2374/</a>		

## 無担保・無利子で経営資金の融資を行っています

新型コロナウイルスの感染によって事業停止などになった福祉関係施設に対し、優遇融資を実施しています。経営資金の貸し付け利率の引き下げ実施、既往貸付の返済猶予の相談に対応しています。

### 【融資を利用できる具体例】

- ・施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したため、やむなく営業を停止した場合
- ・施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、事業運営を縮小した場合
- ・新型コロナウイルス感染症の防止のため、自治体などからの要請を受けて、休業した場合

### 【①新規貸付】

	主な融資条件
償還期間 (据置期間：元金の返済猶予期間)	15年以内 (5年以内)
貸付利率※	当初5年間 3,000万円まで無利子 3,000万円超の部分は0.2% 6年目以降 0.2%
限度額 (無担保貸付)	なし (6,000万円)

※貸付利率は令和2年5月1日現在のものです。

※利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

●ご融資には保証人（保証人不要制度あり）が必要です。

※保証人不要制度（0.05%の利率を上乗せ）がご利用できます。

また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

### 【②既往貸付】

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間（最長3年6か月）の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

(独)福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ）  
[https://www.wam.go.jp/hp/fukui\\_shingatacorona/](https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/)



お問い合わせ

新規貸付

●開設地が東日本(北海道～三重県)：  
 東京本部 福祉医療貸付部福祉審査課  
 TEL 03-3438-9298  
 TEL 03-3438-0207  
 FAX 03-3438-0659

●開設地が西日本  
 (福井県～沖縄県)  
 :大阪支店 福祉審査課  
 TEL 06-6252-0216  
 FAX 06-6252-0240

●NPO法人のお客様

福祉医療貸付部 NPOリソースセンター NPO支援課  
 TEL 03-3438-4756 FAX 03-3438-0218

既往貸付

東京本部 顧客業務部 顧客業務課  
 TEL 03-3438-9939 FAX 03-3438-0248

事 務 連 絡

令和 2 年 3 月 10 日

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局） 御中

中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった  
社会福祉施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しており、令和2年2月21日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について」のとおり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の経営資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

この度、当該優遇融資の条件について、貸付利率の引き下げ等の更なる拡充を行うこととなりましたので、対象となった社会福祉施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、融資の相談及び今後の手続等につきましては、（別紙）下部に記載の「（参考2）独立行政法人福祉医療機構相談窓口」までお問い合わせいただきますよう、あわせてご周知ください。

**【担当連絡先】**

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係

代表電話：03-5253-1111（内線 2866）

直通電話：03-3595-2616

(別紙)

## 新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった 社会福祉施設等に対する優遇融資の概要

(独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付事業)

下記の通り、優遇融資の条件について、貸付利率の引き下げ等の更なる拡充を行います。

※ 今回の拡充以前にご相談いただいた法人におかれましても、本件による優遇融資をご利用いただけます。

### ○経営資金

	通常の融資		従来の優遇融資		本件による優遇融資の更なる拡充
融資率	70~80%		70~80%		100%
償還期間 (据置期間)	1年以上 3年以内 (6か月以内)		10年以内 (1年以内)		10年以内 (5年以内)
貸付利率 (令和2年3月10日現在)	0.802%		0.200%		《当初5年間》 ・3,000万円まで：無利子 ・3,000万円超の部分は0.200% 《6年目以降》0.200%
貸付金の 限度額	経営に必要な 資金		経営に必要な 資金		経営に必要な資金 (貸付金額6,000万円までは 無担保で融資が可能)

(※) 既往貸付金については、最大6か月を限度として返済猶予のご相談に応じております。

融資の相談につきましては、(参考2) 独立行政法人福祉医療機構相談窓口までお問い合わせください。

(参考1) 独立行政法人福祉医療機構 ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/>

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

[融資相談] 福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 (TEL:03-3438-9298)

NPOリソースセンター NPO支援課 (TEL:03-3438-4756)

大阪支店 福祉審査課 融資相談係 (TEL:06-6252-0216)

[返済相談] 顧客業務部 顧客業務課 (TEL:03-3438-9939)

福祉貸付問合せフォーム:

<https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-fukushi-tabid-2374/>